

講義(野本)課題 E0508/S0515

班ごとに題材を選び
パワポ1枚でまとめる

- 八重桜祭で掲示(組班のみ記載)
- 小学生でもわかる内容に
- 30秒で理解できるものを目指そう

ポイント

- 文章は必要最低限に
- 惹きつけるキャッチフレーズなど

お好きな(?)
マルウェア
を1つ

講義(野本)課題 提出方法 E0508/S0515

確認

- 1枚になってますか
- 組班が入っていますか
- 小学生が30秒で見られますか

提出

- pdfに印刷(Microsoft Print to PDF)
- ファイル名は
理組班番情報セキュリティ日付.pdf
(例)RNZ0情報セキュリティ05XX.pdf
- 日付は課題が出た日
 - E0508/S0515
 - 「番」は今回提出される方ので

情報社会における法律

高三情報の科学(理系)

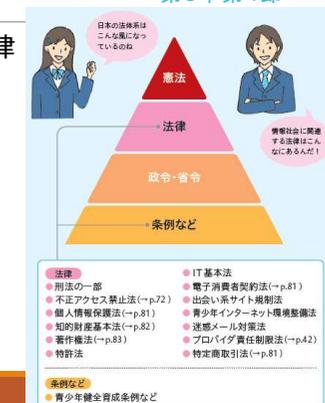
野本悠太郎

4. 情報社会における法律

p.80

1. 情報社会における法律

情報社会に関連するおもな法律



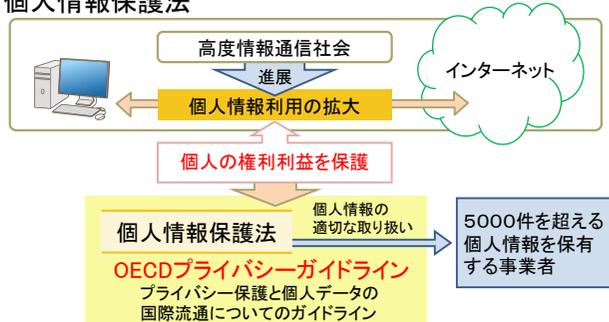
4. 情報社会における法律

p.81

1. 情報社会における法律

第3章第4節

個人情報保護法



4. 情報社会における法律

p.81

1. 情報社会における法律

第3章第4節

個人情報保護法

OECDプライバシーガイドライン

- 1 収集制限の原則
- 2 データ内容の原則
- 3 目的明確化の原則
- 4 利用制限の原則
- 5 安全保護の原則
- 6 公開の原則
- 7 個人参加の原則
- 8 責任の原則

4. 情報社会における法律

p.81

1. 情報社会における法律

第3章第4節

個人情報保護法

個人情報の保護と活用のバランス



4. 情報社会における法律

p.81

1. 情報社会における法律

第3章第4節

個人情報保護法

個人情報保護法で義務づけられていること

- 個人情報を取得する際には、あらかじめどのような目的で収集するのかを明らかにし、その目的以外に利用しない。
- 個人データが漏れたり、なくなったりしないように管理する。
- 犯罪捜査協力など特別な場合を除き、本人の同意がないのに第三者に個人情報を提供してはならない。

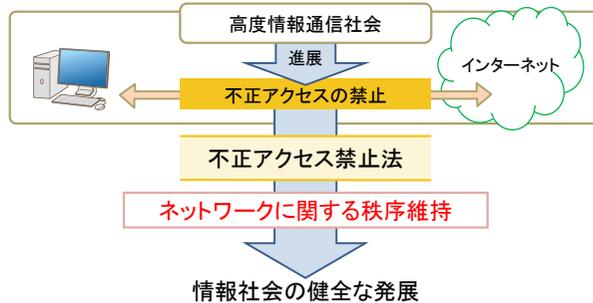
4. 情報社会における法律

p.81

1. 情報社会における法律

第3章第4節

- 不正アクセス禁止法(参照:教科書p.72)



4. 情報社会における法律

p.81

1. 情報社会における法律

第3章第4節

電子消費者契約法

電子商取引での消費者を救済する

- 消費者が申込みを行う前にその申込み内容などを確認する措置などを事業者が講じないと、消費者の操作ミスによる申込みは無効。
- 事業者側の申込み承諾の通知が消費者に届いた時点で契約成立。

4. 情報社会における法律

p.81

1. 情報社会における法律

第3章第4節

特定商取引法

電子メール広告の規則

- 承諾をしていない人に対し電子メール広告を送信しない。

意に反する契約の申込みをさせようとする行為の禁止

- 次の操作が申込みになることがわかるように表示されていない。
- 申込み内容を容易に確認、訂正できない。

4. 情報社会における法律

p.82

2. 技術・文化の発展と知的財産権

第3章第4節

知的財産権

知的な創作活動から生産された成果

保護

法律で定められた、関係する利益などの権利

知的財産権(知的財産基本法)

産業や文化の発展

産業財産権

産業に関する権利

著作権

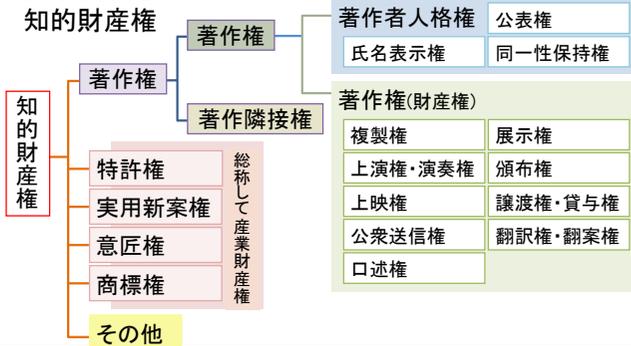
文化・芸術に関する権利

4. 情報社会における法律

p.82

2. 技術・文化の発展と知的財産権

第3章第4節



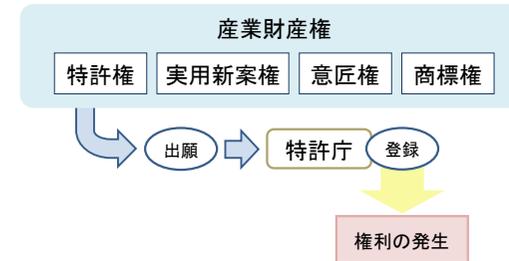
4. 情報社会における法律

p.83

2. 技術・文化の発展と知的財産権

第3章第4節

産業財産権



4. 情報社会における法律

p.83

2. 技術・文化の発展と知的財産権

第3章第4節

産業財産権

産業財産権のおもな権利



4. 情報社会における法律

p.83

2. 技術・文化の発展と知的財産権

第3章第4節

著作権

学術的または芸術的な創造物の保護 ← 著作権法

小説や脚本、映画、音楽、舞踊、美術品、建造物、写真、コンピュータ・プログラム

自動的に著作権が発生 届出の必要がない

無方式主義 (届出を必要とするのは「方式主義」)

4. 情報社会における法律

p.83

2. 技術・文化の発展と知的財産権

第3章第4節

著作権

著作者人格権 著作者の人格的利益を保護（著作者の死後消滅）

公表権 著作物を無断で公表されない権利

氏名表示権 著作者名の表示に関する決定権

同一性保持権 著作物の内容を無断で変更されない権利

著作権(財産権) 財産を保護

経済的な利益を保護 → (譲渡・相続)

著作者の死後70年（映画は公表後70年）※2018.12.30付で変更

4. 情報社会における法律

p.83

2. 技術・文化の発展と知的財産権

第3章第4節

著作権

● 知的財産権の保護と活用

- ・ 発明・創作のインセンティブ。
- ・ 開発・創作費用の回収。
- ・ 新規開発、新規創作投資。
- ・ 新技術を低コストで導入。
- ・ 無駄な開発の削減。
- ・ 作品制作での既存著作物活用。

適切に保護することで産業や文化の発展を図る

4. 情報社会における法律

p.84

3. 著作権と著作物

第3章第4節

著作物

● 著作物の種類

著作物の種類

1 言語：小説、詩、脚本、講演など



俳句、手紙、原稿などの講演も含まれる。

2 音楽：楽曲、歌詞（楽曲をとまう）など



建築物、標も含まれる。

3 舞踊：舞踊の振り付け、パントマイムの振り付けなど



4 美術：絵画、彫刻、原画、書、漫画など



工芸品も含まれる。

5 建築：芸術性が高い建築物



6 図形：地図、図面、図表、模型など



7 映画：フィルム、DVDなどに固定（録画）されている動く映像



8 写真



9 プログラム



4. 情報社会における法律

p.85

3. 著作権と著作物

第3章第4節

著作物を伝達する人々の権利

● 著作隣接権 無方式主義

著作物などを公衆に伝達するものに与えられる権利 ← 伝達行為の保護

実演家 **実演家人格権**
著作隣接権(財産権) 録音権・録画権、放送権・有線放送権など。

レコード製作者 **著作隣接権(財産権)**
複製権、商用レコードの二次使用料を受け取る権利など。

放送事業者／有線放送事業者 **著作隣接権(財産権)**
複製権、再放送権・有線放送権、テレビジョン放送の伝達権など。

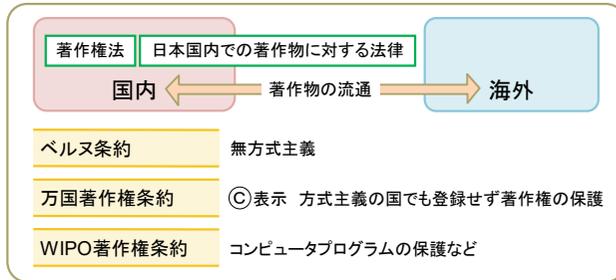
4. 情報社会における法律

p.85

3. 著作権と著作物

第3章第4節

著作権の国際的な取り決め



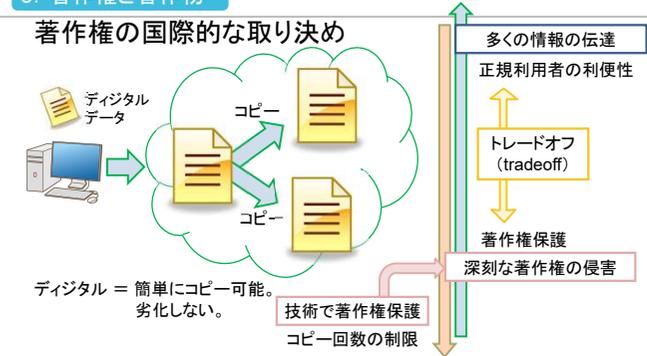
4. 情報社会における法律

p.85

3. 著作権と著作物

第3章第4節

著作権の国際的な取り決め



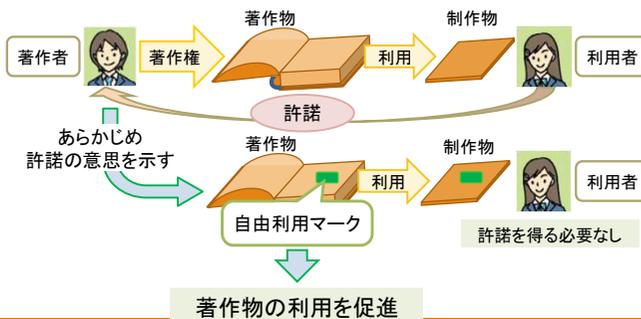
4. 情報社会における法律

p.85

3. 著作権と著作物

第3章第4節

著作物の利用を促進する取り組み



4. 情報社会における法律

p.85

3. 著作権と著作物

第3章第4節

著作物の利用を促進する取り組み

自由利用マーク (文化庁が制定)



コピーOK

「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク



障害者OK

「障害者のための非営利目的利用」OKマーク



学校教育OK

「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク

4. 情報社会における法律

p.85

3. 著作権と著作物

第3章第4節

著作物の利用を促進する取り組み

オープンソース ソフトウェアのソースを公開。
自由に改良、再配布が可能。
よりすばらしいソフトウェアを生み出す。

クリエイティブ・コモンズ

知的財産の保護 積極的な著作物の流通を促進



4. 情報社会における法律

p.86

4. 著作物の保護と活用

第3章第4節

著作物の使用と利用

著作権法では著作物の「使用」と「利用」を区別。

- 使用
本を読む, CDを聴くといった私的使用など著作権者の許諾がいらぬ行為。
- 利用
著作物を複製する, 公衆送信するなど, 著作権者の許諾がなければできない行為。

4. 情報社会における法律

p.86

4. 著作物の保護と活用

第3章第4節

著作物の使用と利用

「使用」＝著作権者の許諾がいらぬ行為。

著作権者の許諾を得なくても著作物を自由に使える場合

- 授業での利用(著作権法 第35条)
複製を頒布する者、複製品頒布者は、複製の頒布で利用するために、必要と認められる範囲において著作権を侵害できません。ただし、著作権者の利益を不当に害することは違法となる。
- 私的利用のための複製(著作権法 第30条)
自分自身や家族などで利用するために著作物を複製できる。ただし、CDやDVD、ブルーレイディスクやコピーガードの解除することは違法である。また、インターネット上にある楽曲のコピーを他人の著作物をダウンロードすることも違法となる。
- 引用(著作権法 第32条)
引用の条件をすべて満たす場合に認められる。

あくまでも例外

著作権者の利益を不当に害さないように、条件が厳密になっている。

4. 情報社会における法律

p.86

4. 著作物の保護と活用

第3章第4節

著作物の使用と利用

「利用」＝著作権者の許諾がなければできない行為。

- 著作物の利用＝許諾を得る必要あり
 - ・権利者・著作権管理団体に申請。
 - ・極力、記録が残るもので連絡する。
 - ・許諾されない場合や料金がかかる場合も。

4. 情報社会における法律

p.87

4. 著作物の保護と活用

第3章第4節

引用の条件とルール

● 引用

他人の著作物の一部を抜き出し、自分の著作物に取り入れること。

引用の条件

- 引用する著作物が公表されているものであること。
- 引用部分と自分の著作物が明確に区別されていること。
- 自分の主張が「主」で、引用する著作物が「従」であること。
- 引用する必要性、必然性があること。
- 引用する著作物の出所を明示すること。

4. 情報社会における法律

p.87

4. 著作物の保護と活用

第3章第4節

引用の条件とルール

引用の仕方

引用した文を「」（かぎかっこ）でくくったり、段落を分けたりして、引用であることがわかるようにする。

引用文を改変してはいけないが、内容に忠実であれば要約してもよい。

出所の示し方

引用文のすぐあとか、文末にまとめて、著者名、著書のタイトル、出版社名などを明記する。



4. 情報社会における法律

p.87

4. 著作物の保護と活用

第3章第4節

引用の条件とルール

● 出所の示し方

引用文のすぐあとか、文末にまとめて、著者名、著書のタイトル、出版社名などを明記する。

例

● 書籍

田中一郎『情報社会』
(凸凹大学出版部, 2017年, p.83)

● Webページ

(財)情報科学研究所「情報とメディア」
<http://www.example.org/media/>
(アクセス日:2017年12月1日)

● 雑誌・論文

坂口情太郎「コミュニケーションの再考」
『月刊社会と情報』第13号, 2017年7月, p.109

● 新聞

「高校生の携帯活用のいま」『情報新聞』
2017年11月20日, 朝刊, 29面

4. 情報社会における法律

p.87

4. 著作物の保護と活用

第3章第4節

引用の条件とルール

● 引用先が「主」、引用部分が「従」の関係

- 引用部分は自らのオリジナル部分の補強材料である。
- 引用部分の方が地の文より分量が少ない。

● 引用部分の示し方



講義(野本)課題 E0601/S0529(次の授業で回収)

班ごとに題材を決め、
パワポ1枚でまとめる

- 八重桜祭で掲示(組班のみ記載)
- 小学生でもわかる内容に
- 30秒で理解できるものを目指そう

ポイント

- 文章は必要最低限に
- 惹きつけるキャッチフレーズなど

1. 著作者人格権
 2. 著作権(財産権)
 3. 産業財産権
 4. 著作物の利用促進
 5. 学校教育での著作物
 6. 引用
- 事例やメリット・デメリットを